令和　２年　３月　１２日

ふれあい通信

第　４　号

新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動

令和2年3月15日(日)～4月15日(水)

運動の重点

1. 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路やキッズ・ゾーンを中心とした交通危険箇所での安全確保
2. 新入学（園）児と保護者に対する交通安全教育・指導の徹底
3. 高齢ドライバーを含む高齢者の交通事故防止

新入学(園)児の交通事故防止

《新入学(園)児を交通事故から守るために》

ドライバーは！

◆　学校、幼稚園、保育園や公園など、子どもの行き来が予想される場所を通行するときや道路上で子どもを見かけたときは徐行や一時停止をするとともに、子どもの動きに注意して不意の行動に対応できるようにしましょう。

◆　横断歩道は歩行者優先です。特に、信号機のない横断歩道を渡ろうとする幼児、児童を認めた場合、横断歩道の手前で必ず停止し、幼児、児童に道路を譲りましょう。

家庭では！

◆　入学(園)までに、子どもと一緒に通学・通園路を歩き、子どもの目線で危険箇所を確認しましょう。

◆　交通のひんぱんな道路では、球戯、ローラースケート、これらに類する行為は禁止されています。危険ですので、絶対やめましょう。

◆　自転車に乗る子どもにはヘルメットを着用させましょう。

◆　自転車に幼児を同乗させる場合、抱っこしながらの運転は禁止されています。適合する幼児用座席を利用しましょう。

高齢者の交通事故防止

Q 高齢者（６５歳以上）の交通死亡事故は多いの？

A 昨年（令和元年）、県内の交通事故死者数は５７人、うち２８人が６５歳以上の高齢者でした。

Q 高齢者（６５歳以上）の交通死亡事故の特徴は？

A 昨年（令和元年）、県内の高齢者死亡事故は、歩行中が１７人、自転車乗用中は５人で、合わせると高齢者死者全体の約８割になります。

要　点

- ▼ 無理な横断はせず、夜間は反射材を身に付けましょう。
- ▼ 高齢運転者が運転に不安があるときは、運転免許証の自主返納も含めて家族内でよく話し合いましょう。

巧妙な【開封式】詐欺ハガキが出回っています

このハガキは、袋とじのつくりになっており、開封すると、記載の連絡先に電話するよう仕向ける内容が書かれています。
絶対に電話しないでください！！

あわてず、家族や警察へ相談してください！

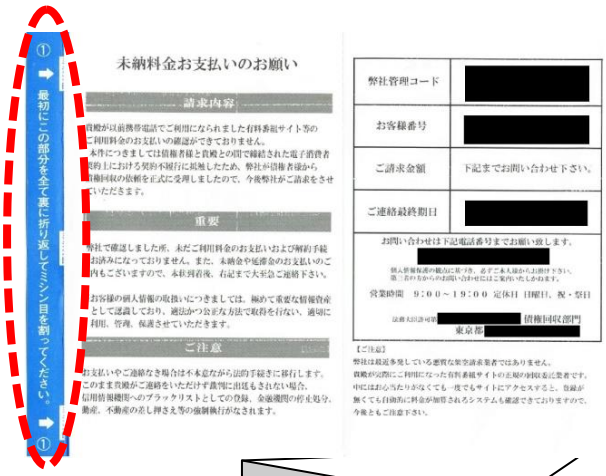

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。
ＦＡＸ配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、
下記にご連絡ください。 また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231（代表） Eメール x0022@police.pref.shiga.jp